

令和2年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年6月11日	午前10時00分	議長	本田 学	
	閉会	令和2年6月11日	午後2時05分	議長	本田 学	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村佳代子	○	8	本田 学	○
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義				
			○			
会議録署名議員	三輪隼平		久保広幸			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	（会計管理者）	（棟方勝則）		
	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	（国保開寛者診療所事務長）	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委会事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第34号	財産の取得について
4	議案第35号	財産の取得について
5	議案第36号	農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に 準ずる者とする事について
6	議案第37号	農業委員会委員の任命について
7	議案第38号	農業委員会委員の任命について
8	議案第39号	農業委員会委員の任命について
9	議案第40号	農業委員会委員の任命について
10	議案第41号	農業委員会委員の任命について
11	議案第43号	農業委員会委員の任命について
12	議案第44号	農業委員会委員の任命について
13	議案第45号	農業委員会委員の任命について
14	議案第46号	農業委員会委員の任命について
15	議案第42号	農業委員会委員の任命について
16	議案第47号	陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
17	議案第48号	町税条例等の一部を改正する条例
18	議案第49号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
19	議案第50号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
20	議案第51号	令和2年度陸別町一般会計補正予算(第2号)
21	議案第52号	令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設特定特別会計補 正予算(第1号)

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和2年陸別町議会6月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 5月11日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面の外口頭で2件、御報告申し上げます。

1件目は、新型コロナウイルス関係であります。

4月7日に、政府が発表した緊急事態宣言は5月25日に全面解除となり、北海道でも外出自粛要請は緩和されましたが、人同士の接触機会が一挙に増えれば、感染拡大の第3波の到来を早めかねないことから、今月18日までは札幌市と道内他地域との往来や感染リスクの高い施設の利用などは、引き続き慎重な対応を呼びかけております。当町におきましては幸いなことに、いまだ町内での感染者の発生はありませんが、人の往

来が増えればそれだけ感染リスクが高まりますので、町民一人一人が油断することなく手洗いやマスク着用など、引き続き感染予防対策を講じていただきたいと思いますところがあります。

町内の公共施設等につきましては、感染拡大防止対策のための休館・休業しておりましたが、緊急事態宣言の全面解除後、国や道の動きに合わせて徐々に解除してきているところであります。

次に、経済対策関係の状況であります。

時期を早めて4月26日から販売を開始しましたプレミアム商品券は、通常の20%のプレミアム商品券1,500セット及び飲食店限定の40%のプレミアム商品券500セットは、いずれも完売しております。中小企業融資制度の融資期間等を拡大しました特別運転資金は、これまでに4件の申込みがあり、さらに申込みの相談を受けているところでもあります。1人につき10万円が支給される特別定額給付金は、支給対象者1,311世帯2,339人に対し、6月9日現在で1,240世帯2,227人の申請があり、1,208世帯2,173人に支給しております。また、休業協力、感染リスク低減支援金につきましては、支援対象19事業者のうち6月9日現在で10事業者の申請があり、本日11日より順次支援金の支給を開始いたします。

最後に、今議会では国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に併せまして、予防対象等に関連する補正予算を計上しておりますので、後ほど御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

農作物の生育状況であります。2件目になります。

令和2年6月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

本年の気象経過は、4月の気温は上旬はやや低温傾向、中旬は平年並み、下旬は平年を上回る状況で推移しました。降水量は平年を上回る状況でした。5月の気温は上旬は平年を上回りましたが、寒暖差が大きく、中旬は平年を下回り、下旬は上回る状況でした。降水量は平年の半分以下と少ない状況でした。日照時間は4月下旬は平年を下回りましたが、5月は平年並みとなりました。

秋まき小麦は、草丈は低温のため平年よりも若干短く、莖数は平年よりやや少ない生育となっております。

牧草は、萌芽期は平年より3日早い状況でしたが、低温・少雨のため生育はやや遅れています。6月1日現在の草丈は50.4センチと、平年の55.5センチに比べ、生育は3日遅れている状況です。1番草の収穫は、平年の収穫始めで6月17日の見込みですが、天気次第の状況であります。

飼料用トウモロコシは、播種作業は降雨の影響もありましたが、ほぼ平年並みに収量しました。出芽期は5月29日で、平年並みに経過していますが、草丈、葉数とも平年を若干下回っています。

てん菜は、定植作業は降雨の影響もなく、前年より遅い5月15日から開始し、5月20日に完了しています。

直播の播種作業は、4月下旬の降雨の影響もありましたが、前年より早い5月1日から開始し、5月2日に完了しています。生育状況ですが、移植は降雨が少ないため干ばつぎみとなっておりますが、前年と同程度の生育状況で、今後の降雨に期待しています。直播は播種前後の降雨で、適度な土壌水分があり、発芽が非常に良好でした。途中での降雨もあり、順調に生育し、平年以上の生育をしております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

なお、お手元にお配りしております事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 5月臨時会以降本日までの主な教育関係の行政報告につきましては書面のとおりであります。書面の中から1件、口頭で1件御報告いたします。

まず、書面の中から1件御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月31日まで陸別小学校と陸別中学校を臨時休業としておりましたが、5月25日、政府の緊急事態解除宣言が出され、翌5月26日、北海道教育委員会教育長より、6月から学校再開に向けた準備を行うよう通知があり、そのことを踏まえ6月1日より、陸別小学校と陸別中学校を再開いたしました。

次に、口頭で1件御報告いたします。

来年1月に予定しておりました小学6年生を対象とした令和2年度陸別町冒険体感inとうきょう事業につきましては、感染防止対策を講じた派遣は困難であると判断し、大変残念ではありますが、中止を決定いたしました。今後も感染症対策を徹底し、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日、正午までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番三輪議員、3番久保議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、6月9日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和2年陸別町議会6月定例会の運営について、6月9日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、財産の取得2件、農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする者について1件、農業委員会委員の任命について10件、計画の一部変更1件、条例の一部改正3件、補正予算2会計の合わせて19件であります。

議会関係では、一般質問4名及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りをしております予定表のとおり、本日から6月15日までの5日間とすることに決定をいたしました。

なお、6月15日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものについては、一括して行うことにいたしました。

まず、議案第34号から議案第35号までの財産の取得については、提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑・討論・採決は、それぞれ議案ごとに行うことにいたしました。

次に、議案第37号から議案第46号までの農業委員会委員の任命についての件であります。本件につきましては、議員の除斥に該当する議案が含まれておりますことから、議案第42号を除く議案第37号から議案第41号及び議案第43号から議案第46号については、提案理由の説明から質疑までを一括して行い、採決は、それぞれ議案

ごとに行うことにいたしました。

よって、議案第42号は、単独議案として上程となります。

次に、議案第51号から議案第52号までの各会計補正予算についてであります、従前の例と同様に、提案理由の説明を一括で受けることとし、質疑・討論・採決は、それぞれ各会計議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月15日までの5日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月15日までの5日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

◎日程第3 議案第34号財産の取得について

◎日程第4 議案第35号財産の取得について

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第34号財産の取得についてから日程第4 議案第35号財産の取得についてまで2件を提案理由が関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑・討論・採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第34号財産の取得についてですが、令和2年5月27日執行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第35号財産の取得についてですが、令和2年5月27日執行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第34号及び議案第35号の2件を一括して提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第34号及び議案第35号について御説明申
申し上げます。

議案第34号財産の取得について。

次により財産を取得するものとする。

記。

1、財産の区分、町有公用車両（塵芥収集車）。

2、財産の規格・数量、塵芥収集車1台。

3、財産取得予定価格、一金1,236万2,900円也。

4、財産取得の相手方、札幌市中央区北3条東12丁目99番地6。極東開発工業株
式会社北海道営業所、所長江島靖浩であります。

町外の業者3社を指名しまして、入札を執行しております。

落札率につきましては、71.5%であります。

納期につきましては、本日、議決していただきましたならば、本契約を締結いたしま
して、令和3年1月31日までであります。

以上で、議案第34号の説明を終わります。次に、議案第35号の説明に移りま
す。

議案第35号財産の取得について。

次により財産を取得するものとする。

記。

1、財産の区分、町有公用車両（消防自動車）。

2、財産の規格・数量、消防ポンプ自動車1台。

3、財産取得予定価格、一金3,124万円也。

4、財産取得の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号。株式会社北海道モリ
タ、代表取締役中川龍太郎であります。

町外の業者3社を指名いたしまして、入札を執行しております。

落札率につきましては、98.5%であります。

納期につきましては、本日、議決していただきましたならば、本契約を締結いたしま
して、令和3年1月31日までであります。

以上で、議案第34号及び議案第35号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお
願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第34号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今回、塵芥収集車ということで、財産取得予定価格1,236万2,900円、この工事で言えば予定価格ですか、確かめるのに聞きたいと思います。

工事で言えば歩係がありまして、そして直工が出ましたら一般管理、現場管理費という形で進んでいきまして、積み上げた形で予算額というのが出てきますが、これらの特殊車両についての予定価格はどのような形で出されているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 予定価格につきましては、予算計上後に改めてまた予算、設計を行いまして計上しております。

予定価格につきまして御報告申し上げます。予定価格につきましては、税抜きで1,571万9,800円、税込みで1,729万1,780円となっております。

以上であります。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 34と35について特殊車両なのですけれども、基となる車体のメーカーはどこですか。それはこちらで希望していないの、その辺伺いいたします。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 塵芥収集車につきましては、基となるベースのトラックがありまして、その上に箱を乗せる形になります。ベースのトラックは規格を工事設計の段階で出しまして、それに合わせたものを入れてもらっているということで、車名は今のところ聞いていません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 希望的な車種はないのですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 規格で形式を指定してはいるので、メーカーとかの指定はしてありません。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、議案第34号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号の質疑を行います。質疑ありませんか。

4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 先ほどの34と引き続いて、これもメーカー指定でなくてあくまでも特殊車両ですから、乗るそのものというか、ポンプの関係だとかそういうようなのですけれども、いわゆる仕様車というか、今どき何というの、こういう陸別町では4Wというのですか、四駆とか、そういうようなことについてのこちらの希望というか、そういうのをしている上で発注するのですか。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) 規格関係につきましては、当初予算で議案説明書により説明をしておりますが、一応、4ドアでディーゼルエンジン、四輪駆動、総重量は8,000キロ未満、乗車定員6名というような基本的な仕様を出して設計をしております。

以上であります。

○議長(本田 学君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、議案第35号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第36号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は
認定農業者等に準ずる者とする者について

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第36号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする者についてを議題とします。

多胡議員は、農業委員長席へ移動願います。

なお、多胡議員におかれましては、地方自治法第121条の規定により出席したのものとして、本案の採決には加わらないことにします。

暫時休憩します。

（多胡議員 農業委員長席へ移動）

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第36号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする者についてですが、陸別町農業委員会委員の任命に当たり、委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者としたので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第36号農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする者についてであります。選任に至るまでの経過及び議会の同意を求める理由等につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

議案説明書、資料ナンバー1-1を御覧ください。

資料のほうは、農業委員会委員の任命に関する資料としております。

農業委員会委員の定数につきましては10名でありまして、任期は3年、現委員の任期につきましては、令和2年7月19日までとなっております。

農業委員会委員の選任までの経過につきましては記載のとおりであります。ここで大変恐縮ではありますが、資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の中盤より下の令和2年3月27日の右側になりますが、3月27日、町ホームページ掲載となっておりますが、3月19日の誤りでありますので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、続けます。

本年2月21日に、町内回覧と町ホームページへの掲載により、期間を2月27日から3月27日までとして、委員の募集を開始しております。農業委員会等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、3月12日に中間公表を行っておりますが、このときまでに推薦・応募はともになく、3月19日に募集期間を4月17日まで延長しております。この後、3月26日の2回目の中間公表では、推薦及び応募者等は5名ありましたが、応募期間延長の結果、4月20日の最終公表のとおり、地区推薦が6名、全域からの推薦が1名、団体からの推薦が1名、一般応募2名の計10名の推薦及び応募となっております。

なお、この公表につきましては、役場庁舎前の掲示板及びホームページにより行っております。

これを受けまして、4月23日、町長から陸別町農業委員候補者評価委員会に対しまして、陸別町農業委員会委員に推薦及び応募のあった者の評価について諮問を行いまして、5月13日に評価委員会を開催しているところであります。

評価委員会では、一人一人について審査が行われ、候補者10名について評価委員全員の賛成により、農業委員会委員推薦候補者及び応募者の陸別町農業委員会委員への選任については、適当と認めると答申されたところであります。

しかし、この候補者10名のうち、認定農業者は5名となっております。農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定による委員の任命に当たっては、認定農業者である個人及び認定農業者である法人の執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が、委員の過半数を占めるようにしなければならないという要件を満たしておりません。このため今回農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、委員の過半数を法第8条第5項の各号に掲げる者又は施行規則第2条第1号に掲げる者とする事について、議会の同意を求めるというものであります。

議案説明書、資料ナンバー1-2に、法律施行規則等の抜粋を掲載しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思いますが、今回の候補者の中には、法律施行規則第2条第1号のイの認定農業者等であった者及びロの認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族が含まれておりまして、今回御同意をいただけますと、認定農業者等は7名となり、認定農業者等が委員の過半数を占めることとなります。

なお、農業委員会委員の選任に当たり市町村長におきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項で農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。同条第7項で、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。第9条第3項では、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないと規定されておりますことを申し添えたいと思います。

以上で雑駁ではありますが、説明を終わります。以後、御質問によりお答えしたいと

思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 今、認定農業者に関しての議題としているわけなのですが、当町においてはどのようなふうな方法でやられているのか分かりませんが、本人の承諾も含めというか、議会も含めているのか、認定農業者というのは一体何人いるのですか、陸別で。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 認定農業者につきましては、現在65人となっております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は、同意することに決定しました。

-
- ◎日程第 6 議案第37号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 7 議案第38号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 8 議案第39号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 9 議案第40号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第10 議案第41号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第11 議案第43号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第12 議案第44号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第13 議案第45号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第14 議案第46号農業委員会委員の任命について
-

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第37号から日程第14 議案第46号農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

なお、議案第42号については本案採決後、単独議案となりますので、あらかじめ御承知願います。

なお、多胡議員におかれましては、引き続き地方自治法第121条の規定により出席したものと、本案の採決には加わらないこととします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第37号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第46号までを一括して御説明申し上げます。

提案の理由につきましては、いずれも現委員が、令和2年7月19日をもって任期満了になりますことから、任命しようとするものであります。

議案第37号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、陸別町字陸別16番地、氏名、原田利則、生年月日、昭和32年1月14日、63歳であります。

続きまして、議案第38号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別原野分線17番地18、氏名、石井達也、生年月日、昭和34年1月2日、61歳であります。

続きまして、議案第39号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム南3線93番地、氏名、平野祥子、生年月日、昭和36年8月7日、58歳。

続きまして、議案第40号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別原野分線4番地37、氏名、工藤哲男、生年月日、昭和32年10月23日、62歳であります。

続きまして、議案第41号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字上利別原野東1線222番地、氏名、佐藤直人、生年月日、昭和37年10月9日、57歳であります。

続きまして、議案第43号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム2番地115、氏名、石田功、生年月日、昭和25年10月5日、69歳であります。

続きまして、議案第44号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字林内13番地、氏名、上杉昌弘、生年月日、昭和44年1月7日、51歳であります。

続きまして、議案第45号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別東2条1丁目2番地7、氏名、川口助夫、生年月日、昭和32年1月15日、63歳であります。

続きまして、議案第46号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム北1線6番地、氏名、高田信一、生年月日、昭和27年8月19日、67歳であり

ます。

以上であります。説明資料につきまして副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第37号から議案第41号及び議案第43号から議案第46号の農業委員会委員の任命に係る資料について御説明を申し上げます。

議案説明書、資料ナンバー2-1を御覧ください。

議案第37号、原田利則さん、63歳、男性、職業は農業であります。経歴につきましては、平成29年から現在まで農業委員、昭和50年から農業に従事されている認定農業者であります。上陸別区域の地区推薦でありまして、推薦届出者代表者は西岡悦夫さん。推薦理由は、農業委員の職務を適正に行うことができるであります。

続きまして議案第38号、石井達也さん、61歳、男性、職業は農業であります。経歴につきましては、平成17年から平成29年まで農業委員、平成29年から現在まで陸別町農業協同組合の理事を務められており、認定農業者であります。陸別町農業協同組合からの団体推薦でありまして、推薦理由につきましては、豊富な農業経験や公職・団体役員等を歴任し、高い見識を有しているであります。

次に、議案第39号、平野祥子さん、58歳、女性、職業は農業であります。経歴につきましては、北海道銀行足寄支店、陸別町農業協同組合での勤務経験がありまして、認定農業者の親族であります。上斗満区域の地区推薦でありまして、推薦届出者代表者は藤澤良一さん。推薦理由は、地域住民からの人望も厚く、農業委員として適任であると認める。また、女性の視点を生かし、職務を遂行することを望むであります。

次に、議案第40号、工藤哲男さん、62歳、男性、職業は会社員であります。経歴につきましては、平成29年から現在まで農業委員、昭和51年から平成5年まで陸別町農業協同組合、平成5年から現在まで株式会社ナスアグリサービスで勤務されておられます。工藤さんは、一般応募でありまして、応募の理由につきましては、陸別町の農業・農地を守りたいと考えるためであります。

次に、議案第41号、佐藤直人さん、57歳、男性、職業は農業であります。経歴につきましては、平成23年から現在まで農業委員、昭和56年から農業に従事されている認定農業者であります。トラリ区域の地区推薦でありまして、推薦届出者代表者は佐藤重則さん。推薦理由は、農業委員の経験も豊富で、適任であるであります。

次に、説明資料ナンバー2-2を御覧ください。

上から2段目になります。

議案第43号、石田功さん、69歳、男性、職業は農業であります。経歴につきましては、平成29年から現在まで農業委員、16歳から農業に従事し、平成8年から平成24年までは北海道指導農業士を歴任されております。苫務区域の地区推薦でありまして、推薦届出者代表者は中谷裕司さん。推薦理由につきましては、北海道指導農業士・

農業委員としての経験があり、地域の代表として適任であるであります。

次に、議案第44号、上杉昌弘さん、51歳、男性、職業は農業であります。経歴につきましては、昭和62年から農業に従事されており、認定農業者であります。小利別区域の地区推薦でありまして、推薦届出者代表者は三品博さん。推薦理由は、当地域における適任者であります。

次に、議案第45号、川口助夫さん、63歳、男性、職業は団体職員であります。経歴につきましては、昭和54年から現在まで十勝農業共済組合に勤務されておられます。川口さんは一般応募でありまして、応募の理由につきましては、陸別町の基幹産業である農業の発展に少しでも寄与できればと考えるためであります。

次に、議案第46号、高田信一さん、67歳、男性、職業は農業であります。経歴につきましては、平成20年から現在まで農業委員で、元認定農業者であります。中斗満区域の地区推薦でありまして、推薦届出者代表者は前田和典さん。推薦理由は、農業委員の経験もあり、地域の代表として適任であるであります。

以上、議案第37号から議案第41号及び議案第43号議案第46号の資料の説明を終わらせていただきます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案ごとに農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号、原田利則氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は、同意することに決定しました。

次に、議案第38号、石井達也氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は、同意することに決定しました。

次に、議案第39号、平野祥子氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は、同意することに決定しました。

次に、議案第40号、工藤哲男氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第40号は、同意することに決定しました。

次に、議案第41号、佐藤直人氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は、同意することに決定しました。

次に、議案第43号、石田功氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は、同意することに決定しました。

次に、議案第44号、上杉昌弘氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第44号は、同意することに決定しました。

次に、議案第45号、川口助夫氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第45号は、同意することに決定しました。

次に、議案第46号、高田信一氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第46号は、同意することに決定しました。

◎日程第15 議案第42号農業委員会委員の任命について

○議長(本田 学君) 日程第15 議案第42号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、多胡議員の退場を求めます。

(多胡議員 退場)

暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第42号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、陸別町字上利別原野東2線222番地、氏名、多胡裕司、生年月日、昭和33年2月5日、62歳であります。

以上であります。説明資料につきまして、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) それでは、議案第42号の農業委員会委員の任命に係る資料について御説明申し上げます。

議案説明書、資料ナンバー2-2を御覧ください。

一番上になります。

議案第42号、多胡裕司さん、62歳、男性、職業は農業であります。経歴につきましては、平成20年から現在まで農業委員、そのうち平成23年から現在まで農業委員会の会長を務められております。また、平成19年から現在まで陸別町議会議員、平成26年から現在までNOSA Iの理事を務められております。認定農業者であり、町内全域からの推薦であります。推薦届出者代表者は平野行広さん。推薦理由は、平成20年より農業委員として農業・農地行政に参画し、農地の適正な管理に尽力されている。また、平成23年から農業委員会会長として、農業委員会業務を円滑・適正に運営しており、今後も農業委員としての活動に適任として認めるであります。

以上で、議案第42号の資料の説明を終わります。

以上であります。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案第42号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号、多胡裕司氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、同意することに決定しました。

(多胡議員 入場)

○議長(本田 学君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11時10分まで休憩します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第47号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部
変更について

○議長(本田 学君) 日程第16 議案第47号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第47号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてですが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 副島総務課長。

○総務課長(副島俊樹君) それでは、議案第47号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、平成28年3月9日議決の陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更するであります。

この過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項では、市町村計画の変更につきましては、同法第7条第1項の過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき当該市町村の議会

の議決を経て、過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるという規定を準用することとされていることから、今回の一部変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、今年度において過疎債の充当を計画している事業につきまして、事業計画において追加をしようとするものであります。

陸別町過疎地域自立促進市町村計画の39ページ、7、教育の振興(3)事業計画の表、議案に記載している表でございますが、この表を次のように改めるということで、(3)事業計画の表の左から2列目、事業名(施設名)の欄の(3)集会施設、体育施設等の項目の公民館の次に集会施設を、その右側の欄の事業内容に新町集会所(仮)建設事業を、その右事業主体の欄に町をそれぞれ追加するものでございます。

今回の変更する箇所については、以上でございます。

なお、今回の計画の変更につきましては、北海道に対しまして本年5月15日に協議を行いまして、5月27日付で異議なしの回答を受けております。

また、陸別町まちづくり推進会議におきましても5月19日に諮問を行いまして、5月22日に適当であるという答申を受けたところでございます。

この計画によりまして、借入れのできる過疎債につきましては、償還額の7割が交付税に算入される大変有利なものとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

以上雑駁でございますが、議案第47号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第47号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第48号町税条例等の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第17 議案第48号町税条例等の一部を改正する条例を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第48号町税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)及び地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第48号を説明いたします。

議案説明書、資料ナンバー3-1をお開きください。

町税条例改正等の一部改正の概要です。

今回の改正につきましては、第1条から第5条までの条立てで改正しております。

理由としましては、それぞれ施行日と適用日が違いますので、このような改正になっています。

改正が多岐にわたりますので要点のみ、特に、当町に関係ある部分のみを説明とさせていただきます。また、元号等の改正による部分と法律の改正に伴う条項のずれについては、省略させていただきます。

それでは、まず、第1条の改正です。

公布の日の施行で、令和2年4月1日適用の部分です。

ローマ数字Ⅰから次ページ、資料ナンバー3-2、ローマ数字Ⅸまであります。

この中から、資料ナンバー3-2、ローマ数字Ⅶ、肉用牛の売却による事業所得の個人町民税の課税特例です。これにつきましては、時限のある法律で、令和2年で3年間の期限が切れたものを令和3年からまた3年間更新するというものであります。これにつきましては、昨年の実績でいきますと、当町で47事業者、適用額は3億7,000万円ほどとなっております。

次、ローマ数字Ⅷ、固定資産税の課税標準の特例(我が町特例)の規定であります。

我が町特例の内容は、この表の真ん中辺に(参考)出ていますが、点線で囲ってありますが、特定施設等につきましては、課税標準額に町の裁量で乗ずる率を定めることができるという制度であります。当町は、国の上限そのままとしております。

資料ナンバー3-7、3-8をお開きください。

これに新旧対照をつけていますが、この中で資料ナンバー3-8の9番太陽光発電設備(1,000キロワット以上)、これが昨年まで1件、該当になっております。3年間の該当となっております。次に、14番バイオマス発電設備(1万キロワット未満)、これも現在令和2年まで、平成30年から1件該当になっております。16番特定施設等の

先端機器導入で、これは本年度4事業者が該当になっております。

前に戻ります。資料ナンバー3-3に戻ります。

これは同じく台帳の改正で、施行日が令和2年10月1日です。たばこ税の課税標準に係る規定で、記載のとおりであります。

次に、令和3年1月1日施行分です。

ローマ数字Ⅰから次ページ、資料ナンバー3-4、ローマ数字Ⅲまであります。この中でローマ数字Ⅰ番、個人町民税の非課税の範囲に係る規定の改正と、ローマ数字Ⅱ、個人町民税の所得控除に係る規定の改正であります。この部分につきましては、未婚の独り親に関する規定が追加されました。従来の寡婦、婦人の寡婦、それと夫の寡夫については、婚姻後の死別、離別が対象になっておりましたが、未婚の独り親については今まで制度上ありませんでした。それが今回からこういうことになります。詳細は、資料ナンバー3-9にありますので、後に御覧ください。

次、資料ナンバー3-4に行きます。

中段、第2条の改定です。ローマ数字Ⅰから資料ナンバー3-5、ローマ数字Ⅳまでの改正です。ローマ数字Ⅰは、固定資産税の課税標準の特例の規定でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの間の連続した3か月の事業収入が、前年同期に比べて3万円以上減少した中小企業者の事業の用に供する家屋と償却資産について、令和3年分の課税標準額を全額又は半額を減額するものがあります。前年比で5割以上減額した場合は、全額軽減ということで、3割以上5割未満は半額の軽減ということであります。これは相当数申告が出てくるものかと思っております。

次に、資料ナンバー3-5、ローマ数字Ⅲです。軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定の改正です。環境性能割については、従来の取得税に代わるものですが、一定の環境性能割基準を満たした車両の非課税の期限が、今回の影響で半年延長ということで、令和3年3月まで延長になることとあります。

次、ローマ数字Ⅳです。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例です。これについては、令和2年2月以降の任意の1か月間以上において、前年同期おおむね2割以上減少した場合には、延滞金なしで最大1年間納税を猶予することができるということで記載されております。

次、第3条の改正です。施行日は、令和3年1月1日です。

ローマ数字Ⅰ、新型コロナウイルス感染症等により寄附金控除の特例に係る規定ということで、新型コロナの影響で中止された行事等の入場料金の払戻請求権を放棄した場合、寄附金控除の対象になるというものであります。対象となる行事は、主催者が申請して国が認定したもので、町村適用する場合は町村指定も必要となります。

ローマ数字Ⅱは、同じく住宅借入金控除の居住開始が遅れた場合、それについて延長されるという規定になっています。

続きまして、ローマ数字Ⅲの資料ナンバー3-6に行きます。

これは、第4条の改正であります。令和3年10月1日施行分と令和4年4月1日施行分で、これは記載のとおりであります。

最後に、第5条の改正であります。これは公布日の施行で、令和2年4月1日適用ということで、昨年、改正した町税条例の一部改正条例の改正です。これは、さきに説明した独り親の規定の関係で、もともと独り親の規定は、児童扶養手当は受給者に限定していましたが、今回、児童扶養手当を受給していない人、いわゆる22歳を超えた人についても該当になるということで、今回、第5条で改正しております。

資料ナンバー4-1から4-48まで新旧対照表がついていますので、後に御覧ください。

以上で、資料の説明といたします。

議案集に戻ります。

議案第48号町税条例等の一部を改正する条例。

条例本文及び附則については、資料で説明したとおりであります。

以上で、議案第48号の説明といたします。

以後、御質問等にお答えしてまいりますので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第49号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第18 議案第49号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第49号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の施行、国民健康保険税の資産割の廃止等及び新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の創設に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） では、議案第49号を説明いたします。

議案説明書、資料ナンバー5-1をお開きください。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正の要旨であります。

改正の1点目は、算定基礎額の変更ということで、国民健康保険税は記載のとおり、医療分と支援金分と介護分の合算になっています。この表の一番下に、合計の記載してあるのですが、所得割については11.6%、これは変更ありません。資産割額は現行46%、これをゼロにするというものです。

今、国保は広域化でやっていますが、将来的には保険料統一という話が出ていまして、その際には資産割は廃止されます。十勝管内においても現在、5町村だけが資産割を持っていますので、陸別町はこの機会に廃止したいということでゼロにしています。

3番目、均等割が4万1,500円から1,500円下げて4万円となります。1,500円の内訳は、医療分から1,000円、介護分から500円という内訳です。平等割は現行の4万500円から500円下げて4万円となります。これは介護分の500円を下げております。

次に、限度額の改正で、表の右側にありますが、法律の改正に伴う引き上げです。合計額96万円は改正後99万円、内訳が医療分が2万円上がって63万円、介護分が1万円上がって17万円となります。直近の被保険者は、385世帯610人ですが、改正後の限度額を超えた世帯については、22世帯、5.7%程度と見込んでいます。昨年は41世帯ありましたので、約半数近く減っております。

続きまして、資料ナンバー5-2へ移ります。

算定基礎額の改正に伴いまして、軽減措置も変更となります。また、法律の改正により軽減措置の基準も改正となります。この右側にありますが、基準額7割軽減は33万円を超えない世帯ということで変更ありません。5割軽減、被保険者数に掛ける金額が28万円から28万5,000円に上がっています。2割軽減は同じく51万円が52万円に上がっています。若干、軽減措置が拡大されています。軽減額は、算定基礎の変更そのまま反映しております。2段目の7割軽減の改正後を見てほしいのですが、合計欄、各平等割・均等割とも2万8,000円になっています。4万円の7割が2万8,000

円で、それが軽減されるということで差し引き1万2,000円が課税対象、課税されるということになります。5割軽減、2割軽減も同様の計算となります。

先ほどの385世帯のうち、7割軽減の該当世帯が129世帯、5割軽減が34世帯、2割軽減が38世帯の予定です。合わせて201世帯、52.2%ということで、この軽減された世帯数の率は、ここ数年同じような50%の前半で推移しております。

続きまして、新型コロナウイルス関連に伴う保険料の減免であります。

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に感染して死亡した場合、もしくは重篤な症状を負った場合については全額減免ということですが。

一部減免の規定は、ここに書いてあるとおり3点ありまして、主たる生計維持者の事業収入の減少額が10分の3以上、生計維持者の合計所得が1,000万円以下、合計所得のうち、事業収入等以外の所得が400万円以下という3点の基準があります。

減免の割合は、前年の所得に応じて10分の2から10分の10という規定になっています。

対象となる税金については、令和2年2月から令和3年3月末までの納期のあるものの国民健康保険税ということで、令和元年分の国民健康保険税は1月末で納期終わりましたので、実質令和2年分の該当となります。

事業収入10分の3の減少という判定は、前年分の収入と令和2年分の見込みとの比較となります。この規定にのっとって減免した保険税については、10分の6が国から補填されることになっています。

資料ナンバー、6-1から6-5に新旧対照表がついていますので、後に御覧ください。

改正内容につきましては、先般、陸別町国民健康保険運営審議会において、書面による議決で承認を得ています。

以上で資料の説明を終わりますので、議案集に戻ります。

改正内容は説明したとおりですので、附則を読み上げます。

附則、施行期日。第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、陸別町国民健康保険税条例第25条の2第1項に1号を加える改正規定及び同条例附則に1項を加える改正規定は、令和2年4月7日から適用する。

適用区分。第2条、改正後の陸別町国民健康保険税条例(第25条の2第1項第4号及び附則第15項の規定を除く。)の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということであります。

以上で、議案第49号の説明となりまして、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を裁決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第50号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第19 議案第50号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第50号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) それでは、議案第50号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例について、概要を申し上げて説明とさせていただきます。

なお、議案説明書の資料ナンバー7に、新旧対照表をつけております。御参照願います。新旧対照表につきましては、形態としては右側が旧、左側が新となっております。

ただいま町長から提案理由ありましたが、一部改正例による介護保険法施行令の改正内容は、従来から軽減措置が行われてきた第1段階から第3段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅、これを拡大するというものでありまして、昨年6月定例会においてもこの前段となる改正について御説明をさせていただいております。その計画期間、保険料の最終年の減額というものになります。

具体的には、ちょっと小さくて申し訳ないですけども、新旧対照表のほうを見ていただきながら聞いていただければと思いますが、条例第2条第2項で規定する第1段階の方については、本来の保険料賦課では基準額、これは第2条の第1項第5号(5)と書いてあるところの保険料この基準額、ここは基準額であります、こちらに0.5を乗じた額になりますが、本改正前の軽減では0.5から0.125を超えない範囲で減じた割合で減額できるという規定を最大活用させていただいて、0.375を乗じた額として2万5,650円としていたところでした。

今回の改正では、0.5から今度は0.2を超えない範囲で減じた割合で減額できるということになりましたので、こちらも限度いっぱい減じることとさせていただきまして、基準額に乗ずる率を0.5から0.2を引いた0.3にさせていただきまして、保険料年額が2万5,200円となるものであります。

また、第2段階、第3段階の方については、基準額に乗ずる率を第2段階では軽減前の0.75を0.5に、第3段階では同じく0.75を0.7にしております。これいずれも最大の減率を採用させていただいております。

新旧対照表の第2条第3項及び第4項の記載が第2号、第3号の被保険者の内容、計算された金額等がのっておるものということでありまして。

それから、第2条第2項の条文の中に、保険料の減額賦課に係る、下線が入っていますが、令和元年度から令和2年度というところ、今回も令和2年度分が対象となりますので、令和元年度という文言を削らせていただいております。

それでは、議案集にお戻りください。

改正内容につきましては、ただいま説明させていただいたとおりですので、条文読み上げます。

陸別町介護保険条例の一部を改正する条例。

陸別町介護保険条例(平成12年陸別町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和元年度及び」を削り、「2万5,650円」を「2万5,200円」に改め、同条第3項中「4万2,750円」を「3万4,200円」に改め、同条第4項中「4万9,590円」を「4万7,880円」に改めるというものです。

附則を定めております。

施行期日等。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

経過措置。令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上であります。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第51号令和2年度陸別町一般会計補正予算(第2号)

◎日程第21 議案第52号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)

○議長(本田 学君) 日程第20 議案第51号令和2年度陸別町一般会計補正予算(第2号)から日程第21 議案第52号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)まで2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第51号令和2年度陸別町一般会計補正予算(第2号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億744万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,296万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第52号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,901万4,000円とするものであります。

以上、議案第51号及び議案第52号の2件を一括して提案いたします。

内容につきまして、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) それでは、議案第51号及び議案第52号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず初めに、各会計、各科目における共通する事項等についてを説明させていただきたいと思えます。

まず一つ目は、議案第51号の一般会計及び議案第52号の直診会計の職員人件費の補正についてであります。2節給料、3節職員手当等4節共済費につきましては、いずれも本年4月1日付の人事異動によるものであります。それからもう1点、3節につきましては、退職手当組合費の関係であります。一般職の負担率が本年4月1日から1,000分の160から1,000分の155に変更されたことによります補正となっております。

それから、二つ目であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についてであります。歳入では、陸別町への交付予定額が総額で3,912万2,000円となっており、既に5月の補正予算で計上しました380万円を除きます3,532万2,000円について、今回補正計上しております。

議案説明書、資料ナンバー8-1、8-2を御覧いただきたいと思えます。

この交付金の対象事業、予算額等につきましては、資料の対象事業一覧表のとおりであります。この交付金につきましては当初予算、それから5月の補正予算で計上しました事業も対象事業とすることが出来ますことから、当初予算では1,318万8,000円、5月の補正予算では899万8,000円、それから今回の補正予算では、一般会計で5,622万2,000円を計上しまして、交付金が1,530万5,000円を充当、直診会計では163万1,000円を計上しまして、交付金も同額を充当しております。

歳出の総額につきましては、5,785万3,000円を計上しまして、歳入の交付金は1,693万6,000円を充当する予算を計上しております。

なお、この事業で、新型コロナウイルス感染症予防対策のために購入する物品等のうち、これまでも消毒に利用してきました次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウム水が、最近、報道等にも出ておりますが、効果が期待できないですとか、人体に影響が出る可能性があるなどと報道されております。このことから、今後の検証の結果を待って、状況によりましては本年度予算により他の製品を購入する可能性があることをあらかじめ御承知をいただきたいと思えます。

また、本事業につきましては、これ以降、感染症対策事業として説明をさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

共通事項につきましては、以上であります。

これより、議案第51号の説明から始めさせていただきます。

議案第51号の1ページをお開きください。

議案第51号令和2年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、11ページをお開きください。

11ページ、2、歳出であります。

1款議会費1項議会費1目議会費は3節職員手当等で、冒頭説明いたしました一般職の退職手当組合費の負担率の変更によります4万7,000円の減額の補正であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費212万8,000円の補正は、2節給料182万4,000円の減額、3節職員手当等220万円の増額、次のページをお開きください。4節共済費175万2,000円の増額でありまして、人事異動等によるものであります。

次に、5目財産管理費687万9,000円の補正であります。10節需用費は、感染症対策事業の消耗品費でありまして、6万2,000円の増額。12節委託料は587万1,000円の増額であります。まず、地籍図修正で202万7,000円の減額、それから電算システム導入で265万1,000円の増額であります。これにつきましては関連があります。これまで地籍図の修正につきましては、業務委託により行ってきたところであります。これを今年度から固定資産基礎資料を電算課によりデータ整備して、管理システムを構築します。今後、固定資産台帳として税務担当業務全般を管理可能な地籍システムを構築しようとするものでありまして、これにより地籍図・課税図の修正業務を廃止しようとするものであります。次の福祉館等管理の設備等改修524万7,000円の増額につきましては、現在、貸し付けしております陸別歯科診療所の改修であります。本施設につきましては、平成19年に購入しまして12年が経過した給湯器が現在故障しております。更新するとともに、配管も管の中にさびが著しく発生しておりまして、これが給湯器の故障の原因となっていることから、全部の配管も合わせて交換しようとするものであります。また、温風暖房器につきましては、床下から温風が吹き出すタイプのものであります。これは昭和55年に設置されてまして、既に40年が経過しております。老朽化により故障しがちでありまして、業者からは、次の修理については部品もなく不可能であるということで相談がありましたことから、今冬が来る前に更新しようとするものであります。

次の24節積立金94万6,000円の補正につきましては、各基金への積立金であります。内訳につきましては、ふるさと整備基金は、ふるさと納税15件34万円、いきいき産業支援基金はふるさと納税の1件1万円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金はふるさと納税2件1万6,000円、町有林整備基金はふるさと納税2件2万円、地域福祉基金は指定寄附で1件50万円とふるさと納税1件1万円の合わせて51万円、給食

センター管理運営基金がふるさと納税 3 件 5 万円となっております。

続きまして、6 目町有林野管理費 1 8 節負担金補助及び交付金につきましては、森林認証取得負担金でありまして、当初予算で 1 9 万 3, 0 0 0 円を計上しておりましたが、十勝森林認証協議会より更新審査費用の大幅な増額に伴い、会員の負担金の増額が求められまして、陸別町の負担分としましては 3 万 9, 0 0 0 円が増額となるため、補正しようとするものであります。

続きまして、7 目企画費 1 8 節負担金補助及び交付金につきましては、民間活用住宅建設事業補助金であります。当初予算で単身用 1 戸と世帯用 1 戸の 6 3 0 万円を計上しておりましたが、相談者の都合によりまして、これが取消しになりました。今回、新たに単身用 6 戸の建設の相談がありましたので、差引き 7 5 0 万円を補正しようとするものであります。

9 目交通安全対策費 1 0 節需用費の消耗品は 1 2 万 7, 0 0 0 円の補正であります。3 月 3 1 日で女性の交通指導員 1 名が退任されましたが、4 月 1 日付で新たに女性指導員の任命をいたしました。新任交通指導員の女性用の制服一式を購入しようとするものであります。

続きまして、1 2 目銀河の森管理費は、3 節職員手当等退職手当組合費で 4 万 2, 0 0 0 円の減額の補正であります。

次に、2 項徴税費 1 目税務総務費 1, 0 5 0 万 4, 0 0 0 円の減額の補正であります。2 節給料 5 8 1 万 8, 0 0 0 円の減額、3 節職員手当等 3 0 8 万 8, 0 0 0 円の減額、次のページをお開きください。4 節共済費 1 5 9 万 8, 0 0 0 円の減額で、いずれも人事異動等によるものであります。

続きまして、3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 2 5 2 万 8, 0 0 0 円の補正であります。2 節給料 2 1 万 9, 0 0 0 円の増額、3 節職員手当等 5 3 万 9, 0 0 0 円の増額、4 節共済費 1 1 万 6, 0 0 0 円の増額の補正につきましては、人事異動等によるものであります。

次に、1 2 節委託料 1 2 2 万 5, 0 0 0 円の補正は、平成 2 7 年度に共同調達をいたしました、今年度で保守期限が切れまです住基ネット関連機器と、中間サーバープラットフォーム関連機器の更改に係る機器調達、搬入設置に係る委託料であります。今回も平成 2 7 年度同様に、共同調達しようとするものでありまして、住基ネット関連機器では統合端末 1 台、IC カードリーダー 1 台、照合情報読み取り装置 1 台、タッチパネル 1 台、それから中間サーバープラットフォーム関連機器では管理端末 1 台、生体認証装置 1 台を予定しております。1 8 節負担金補助及び交付金は、北海道自治体情報システム協議会の負担金であります。中間サーバープラットフォーム更改に係ります 4 2 万 9, 0 0 0 円の補正であります。

次のページを御覧ください。

4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費 2 7 万 7, 0 0 0 円の補正は、2 節給料 1 1 万 1, 0

000円の増額、3節職員手当等6万7,000円の増額、4節共済費9万9,000円の増額でありまして、人事異動等による補正であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費648万円の補正であります。2節給料217万8,000円の増額、3節職員手当等225万8,000円の増額、4節共済費204万4,000円の増額も人事異動等による補正であります。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費180万5,000円の補正であります。1節報酬83万3,000円は、会計年度任用職員の報酬であります。現在、2歳児のクラスが9名となっております。臨時保育士を増員して現在対応しているため、今回補正しようとするものであります。2歳児のクラスひよこ組は、御承知のとおり、1歳児と2歳児の混合クラスでありまして、1歳児につきましては保育士が3人に1人、2歳児につきましては6人に1人の有資格者が必要で、配置しなければならないこととなっております。3節職員手当等9万1,000円の減額につきましては、退職手当組合費であります。17節備品購入費は、感染症対応事業としてお昼寝用ベッド55台、収納台車3台、除菌洗浄水精製器1台、歯ブラシ除菌保管庫1台の購入を考えておりまして、106万3,000円を補正しようとするものであります。

3項国民年金費1目国民年金事務取扱費42万2,000円の補正につきましては、3節職員手当等34万5,000円の増額でありまして、人事異動等による補正であります。18節負担金補助及び交付金は、北海道自治体情報システム協議会の負担金でありまして、年金生活者支援給付金の所得引き当てに係るシステム改修7万7,000円の計上であります。これは国庫補助金で同額が歳入にて予算計上しております。

19ページになります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費997万2,000円の補正であります。2節給料441万円の増額、3節職員手当等417万円の増額、4節共済費139万2,000円の増額につきましては、人事異動等による補正であります。

3目予防費は58万円の補正であります。12節委託料であります。次のページをお開きください。説明欄の一番上であります。水銀含有廃棄物処理につきましては、使用不能となりました水銀血圧計4台の専門の取扱業者への廃棄委託料3万5,000円あります。17節備品購入費54万5,000円は、感染症対応事業としまして検診時に使用します対面用アクリルパネル6台、全自動血圧計1台、携帯用電子血圧計4台を購入しようとするものであります。

5目診療所費27節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金17万4,000円の減額の補正であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費3節職員手当等2万4,000円の減額は、退職手当組合費であります。

2目農業総務費101万5,000円の減額の補正は、2節給料39万3,000円の

減額、3節職員手当等40万2,000円の減額、4節共済費22万円の減額は、いずれも人事異動等によるものであります。

3目農業振興費300万円の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金で、強い農業づくり事業補助金であります。これにつきましては、新規就農者のトラクター購入費に対する道の間接補助であります。同額を道補助金として歳入で計上しております。

4目畜産業費85万3,000円の補正も18節負担金補助及び交付金、畜産防疫事業で陸別町家畜伝染病自衛防疫組合の負担金で、家畜伝染病対策互助会により対応しているものであります。今回の補正につきましては、令和元年度分の精算に伴う不足分でありまして、町・農協・家畜飼養農家の3者で、それぞれ3分の1ずつ負担しているところの町分であります。

5目農地費2万4,000円の補正であります。11節役務費、通信運搬費は苦務地区の道営農地整備事業等で使用しています積算システムの通信費でありまして、当初、7月からこのシステムが新システムに移行するという見込みで、3か月分のみ計上していたところですが、新型コロナウイルス感染症予防対策によりまして、システムの移行が遅れることとなりました。したがって、今回残りの9か月分について補正をしようとするものであります。

7目公共草地管理費85万3,000円の補正につきましては、15節原材料費であります。ポントナム畜産センターの管理用道路が著しく現在荒れております。車両の通行にも支障が出ておりますので、原材料費で砂利250立米を購入しまして、直営でグラブを掛けて整地しようとするものであります。

8目農地産物加工研修センター管理費3節職員手当等は、退職手当組合費の負担率の変更による1万9,000円の減額の補正であります。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、引き続きまして説明を続けさせていただきます。

21ページをお開きください。

7款商工費1項商工費1目商工総務費400万円の補正であります。2節給料295万2,000円の増額、3節職員手当等37万6,000円の増額、次のページをお開きください。4節共済費67万2,000円の増額につきましては、人事異動等によるものであります。

2目商工振興費2,000万円の補正につきましては、20節貸付金、信用保証貸付金であります。陸別町中小企業融資制度要綱では、預託金の3倍の融資枠を設定できると

しております。当初予算の預託金は8,000万円で、2億4,000万円まで融資できますが、今回の新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、既に2億2,500万円の融資が見込まれております。今後の融資の相談によりましては、融資枠の不足も考えられますことから、貸付金総額を1億円としまして、3億円までの融資枠を確保しようとするものであります。

3目観光費4万2,000円の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金で職員の人事異動に伴いまして、職員の車両系建設機械技能講習の受講料を計上しているところであります。

次に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費3節職員手当等は、退職手当組合費10万9,000円の減額の補正であります。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費10節需用費で、ロータリー車の修繕料163万6,000円の補正であります。これは点検によりまして、草刈り装置のシャフトの亀裂を発見しましたので、今期の道路維持の草刈り業務に支障が出ないように、早急に修理しようとするものであります。

9款消防費1項消防費1目消防費は7節報償費で、退職団員の退職報償金の90万9,000円の補正であります。今回、2名が退職しまして、6月1日付で1名が加入しましたので、6月1日現在の団員数につきましては、定数56名に対し49名となっております。

2目災害対策費は279万3,000円の補正であります。この目は全て感染症対応事業であります。10節需用費は、非接触型体温計や防護服・フェイスマスク・手指消毒液などの備蓄用衛生資材の購入で46万1,000円の計上。17節備品購入費は、避難所用のクックパーティション20基、それから備蓄庫1基で233万2,000円の計上であります。

次のページ、24ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費1目事務局費519万1,000円の減額の補正であります。2節給料259万2,000円の減額、3節職員手当等254万7,000円の減額、4節共済費89万2,000円の減額につきましては、人事異動等による予算の計上であります。20節貸付金につきましては、奨学資金でありまして、高校生の新規が2名で予算計上していたところが、1名となりました。それから、大学生の新規が2名から4名と、増となっております。確定によります84万円の増額の補正であります。

2項小学校費1目学校管理費1,834万円の補正につきましても、感染症対応事業であります。14節工事請負費の学校改修につきましても、エアコン設備の設置工事であります。教室と保健室の10か所、10基を設置しようとするものであります。本来なら夏の暑い時期に、快適に勉強していただきたいと考えているところではありますが、工期は早くても3か月が必要だということ聞いております。真夏の授業には間に合いませんが、今後の快適な学習環境の確保のためにこの交付金を充当し、整備しようとするもの

であります。このエアコン設備設置には、電気のトランスの入替えも必要となっております。電気設備改修に727万1,000円、エアコン設備設置に1,106万9,000円が必要となります。

なお、議案説明書、資料ナンバー9に、エアコンの設置箇所図をつけておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

2目教育振興費も感染症対応事業でありまして、公立学校情報機器整備事業であります。国のGIGAスクール構想の児童1人1台の端末整備でありまして、家庭学習となった場合でも対応できるようにするために、iPadを全児童と教員分について購入しようとするものであります。10節需用費、消耗品費につきましてはiPad用の保護フィルムですとか、スタイラスペンなどで10万円。それから、17節備品購入費はiPadを児童分98台、教員分17台と、予備3台を合わせまして118台。それから、家庭学習のための通信機器整備としてWi-Fiのルーター14台、遠隔学習用としてウェブカメラ1台の購入費としまして1,119万5,000円の計上であります。

3項中学校費も小学校費と同様でありますけれども、1目学校管理費14節工事請負費の学校改修につきましては、エアコン設備設置工事で1,606万9,000円の補正でありまして、教室5か所に5基設置しようとするものであります。これらも電気のトランスの入替えが必要でありまして、電気設備の関係で580万円、エアコン設備設置に968万9,000円が必要となります。

なお、議案説明書、資料ナンバー10に、エアコンの設置箇所図をつけておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

次の2目教育振興費も公立学校情報機器整備事業で、国のGIGAスクール構想の生徒1人1台の端末整備でありまして、iPadを全生徒と教員分について購入しようとするものであります。10節需用費につきましては消耗品費で、小学校費と同じくiPad用の保護フィルムですとかスタイラスペンで7万7,000円、17節備品購入費がiPadを生徒分45台、教員分14台、予備3台の合わせて62台分。家庭学習のための通信機器整備としてWi-Fiルーター4台、遠隔学習用としてウェブカメラ1台の購入としまして596万8,000円の計上であります。

次のページを御覧ください。

5項保健体育費3目学校給食費3万5,000円の減額の補正につきましては、3節職員手当等で退職手当組合費であります。

27ページから30ページに、給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

7ページは、1、歳入であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税、今回、普通地方交付

税は2,306万1,000円の増額の補正であります。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が19億986万8,000円、特別地方交付税が当初と変わらず1億8,000万円でありまして、合計20億8,986万8,000円となります。

令和元年度の普通地方交付税の決定額が19億5,461万5,000円でありますので、補正後の額との差額は4,474万7,000円となっております。

次に、13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,532万2,000円の補正であります。

議案説明書、資料ナンバー8-1から3を御覧ください。

この交付金につきましては、冒頭申し上げましたとおり、当初予算と5月の補正予算で計上した事業も対象とすることができる事業であります。国庫補助金の交付見込額につきましては、3,912万2,000円ですが、5月の補正予算で休業協力、感染リスク低減支援事業に380万円を計上しておりますので、今回の補正につきましては、残りの3,532万2,000円の計上となっております。

また、今回の補正予算では、学校のエアコン設備設置事業では、他の事業に充当した残りの626万3,000円を小学校費と中学校費に案分して充当しまして、公立学校情報機器整備事業につきましては、国庫補助金と同額を充当することとしております。

なお、当初予算の計上事業につきましては、通常分ではなく明らかに新型コロナウイルス感染症に対応する事業費のみが、この交付金の対象とすることができるというものでありますから、事業費の内数を対象事業費としている事業もございまして、あらかじめ御承知をいただきたいと思っております。

それでは、予算書、7ページにお戻りください。

7ページの6目教育費補助金であります。2,475万1,000円の計上であります。1節小学校費補助金と2節中学校費補助金は、いずれも公立学校情報機器整備補助金で、iPad等の購入物品のそれぞれに補助単価が設定されておまして、小学校費補助金につきましては335万2,000円、中学校費補助金につきましては122万7,000円の計上であります。3節教育総務費補助金2,017万2,000円の補正は、学校施設環境改善交付金が教員住宅の建設事業補助金でありまして、2,099万2,000円の内定通知による計上であります。へき地児童生徒援助費等補助金が、スクールバス購入に係る補助金でありまして、こちらも内定通知がありましたので、82万円の減額の計上としております。

次のページをお開きください。

14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費補助金は1節農業費補助金で、強い農業づくり事業補助金300万円の補正であります。歳出でも説明しておりますが、新規就農者のトラクター購入に係る10分の3、上限300万円の補助金であります。

次に、15款財産収入2項財産売却収入3目出資金精算等収入は、新設の課目であります。1節出資金等精算等収入1,008万円の予算計上であります。これは株式会社陸別町振興公社の解散に伴うものでありまして、令和元年度の決算と残余財産の確定が5月26日開催の総会において議決されたことを受けまして、出資金等残余財産分の精算見込額を今回計上いたしました。

なお、株式会社陸別町振興公社が担ってございました事業につきましては、4月1日より官民連携の新会社として設立されました株式会社りくべつに移行されております。

続きまして、16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金は114万5,000円の補正であります。1節総務費寄附金57万5,000円につきましては、ふるさと整備資金が指定寄附1件で20万円、ふるさと納税分15件34万円、合わせて54万円で、既定予算で1,000円を計上してございましたので、差引き53万9,000円を計上しております。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金は、ふるさと納税2件1万6,000円、町有林整備資金もふるさと納税2件2万円であります。2節教育費寄附金は、給食センター管理運営資金で、ふるさと納税3件5万円。3節民生費寄附金は地域福祉資金で指定寄附が1件で50万円、ふるさと納税1件1万円の51万円であります。4節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金で、ふるさと納税1件1万円であります。

続きまして、17款繰入金1項基金繰入金4目いきいき産業支援基金繰入金、1節いきいき産業支援基金繰入金は、民間活用住宅建設事業に充当のため450万円の補正としております。

8目公共施設等維持管理基金繰入金1節公共施設等維持管理基金繰入金は、公共施設等の維持管理事業に充当のため70万円の補正であります。内容としましては、当初予算で庁舎タウンホールの改修事業に充当するために、240万円を計上してございましたが、この事業が緊急防災・減災対策事業債の対象とできることが判明しましたので、全額を減額しまして、今回補正予算で計上しております陸別歯科診療所の設備等の改修事業に、新たに310万円を充当しようとするものであります。

次に、19款諸収入3項貸付金元利収入2目貸付金元利収入1節貸付金元利収入につきましては、信用保証貸付金2,000万円の補正であります。こちらは歳出で同額を計上しております。

3目奨学資金貸付金収入1節奨学資金貸付金収入は、奨学資金償還金107万円の補正であります。繰上償還分が1件96万円、令和元年度からの償還開始分が1件11万円の内訳であります。

4項雑入3目雑入7節雑入の4万円の補正につきましては、新任の交通安全指導員用の制服購入に係る北海道交通安全指導員連絡協議会の助成金であります。

次のページ、10ページをお開きください。

20款町債1項町債1目総務債1節総務債390万円の補正につきましては、先ほど繰入金で説明しました当初で歳出予算を計上してございました庁舎タウンホール改修事業

の分であります。緊急防災・減災対策事業債で100%充当できまして、交付税措置も70%という有利な起債であります。

6目教育債は、2,020万円の減額の補正であります。1節教育総務債で、教員住宅建設事業の国庫補助の内示に伴います2,090万円の減額、2節学校教育施設整備債は国庫補助の内示に伴います70万円の増額の計上であります。

以上で歳入を終わりました、次に5ページをお開きください。

5ページです。

予算書、5ページは、第2表地方債補正の変更であります。

まず、起債の目的、一般単独事業（緊急防災・減災対策事業）ですが、限度額が3,120万円から390万円増の3,510万円に変更となります。内訳は、庁舎タウンホール改修事業で390万円が新たに加わっております。

次に、過疎対策事業債ですが、限度額が7億8,090万円から2,020万円減の7億6,070万円に変更となります。内訳は、次のページ、6ページをお開きください。下から2段目の教員住宅建設事業が5,310万円から2,090万円減の3,220万円、スクールバス購入事業が560万円から70万円増の630万円に変更となります。

なお、利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で、議案第51号を終わりました、次に、議案第52号の説明に移ります。

議案第52号令和2年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、5ページをお開きください。

5ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は130万7,000円の減額の補正であります。2節給料34万6,000円の減額、3節職員手当等116万5,000円の減額、4節共済費31万7,000円の減額につきましては、一般会計の冒頭で説明しました4月1日付の人事異動等による減額であります。10節需用費及び17節は、施設管理用の新型コロナウイルス感染症対策に係る予算であります。10節需用費48万3,000円は消毒液などの消耗品費、17節備品購入費は3万8,000円で、受付用の対面用アクリルパネル2セット分であります。

次に、6ページをお開きください。

2款医業費1項医業費1目医療用消耗器材費10節需用費は、医療従事者用の新型コロナウイルス感染症対策に係る防護服・ゴーグル・サージカルマスク・フェイスマス

ク・手指用消毒液などの医薬材料費 1 1 1 万円の補正であります。

2 項給食費 1 目給食費 1 7 節備品購入費は、平成 1 6 年に購入しました防水ミニキッチンスケールが 1 5 年を経過しまして故障しましたので、今回更新しようとするものでありまして、2 台分、2 万 3, 0 0 0 円の補正であります。

7 ページから 1 0 ページに給与費明細書が添付されておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

以上で歳出を終わります、次に歳入の説明をいたします。

4 ページをお開きください。

4 ページ、1、歳入であります。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金は、財政対策分で 1 7 万 4, 0 0 0 円の減額の補正であります。

以上で、議案第 5 1 号及び議案第 5 2 号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしたいと思えますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第 5 1 号令和 2 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、1 1 ページからを参照してください。

1 款議会費 1 1 ページから、2 款総務費 1 6 ページまで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3 款民生費 1 7 ページから、4 款衛生費 2 0 ページ上段まで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、6 款農林水産業費 2 0 ページ中段から、9 款消防費 2 3 ページまで。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 2 2 ページの観光費、1 8 節負担金補助及び交付金、技能講習受講料 4 万 2, 0 0 0 円についてお伺いいたします。この受講料は、どのような受講料の内容になりますか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） お答えいたします。

こちらのほうは作業免許と言われるもので、小型ではなく大型の整地等の作業を想定しております。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費24ページから、最終26ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 小学校・中学校ともに1目学校管理費のエアコンの工事請負費であります。これ合計いたしますと、3,440万9,000円ということになります。先ほど、説明では交付金を一部受けてということでありましたが、この財源の組み立てを整理してお伺いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、今年度整備しようとしております小・中学校、それぞれ10台・5台エアコンを設置するわけですが、今回の財源につきましては、先ほど副町長からも説明ありましたが、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を充てることとしております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 私、この3,440万9,000円を議案説明書8-1、2、3からは拾いきれないのですが、教えていただきたいと思ひまして。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 今回のエアコン設置工事に関わる財源につきましては、本来であれば文部科学省の学校施設環境改善交付金という別な事業がありまして、そちらのほうでエアコンの設置に関しては対象事業となっております。ところが、今回、今年度につきましては、実は文部科学省の交付金につきましては前年度、事業実施の前年度の5月に実は補助要望を上げたものが、翌年の事業として交付金決定されるというような、一般的な流れになっておりまして、今回の整備につきましては今年度事業実施するわけで、文部科学省の交付金を充てにしようとする、実は昨年5月段階でこのエアコンの整備に関わる交付金の手挙げをしておらないと、対象にはならないというような交付金の性格がありまして、今回につきましては副町長からの説明もありましたが、今回の設置については急設を要するという部分もありまして、こちらの交付金は残念ながら一連の事務手続を考えますと、断念せざるを得ないというような状況がありましたことから、今回、この地方創生臨時交付金を充てさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 確かに、このエアコン未整備の公立校につきましては、早くに国の補助でエアコンの整備をしたい、するというような話が私も聞いておりました。そういうことで、今回の先ほどの3,440万9,000円の財源がどのようになっているのかと見ましたら、新型コロナウイルス関連の臨時地方交付金については、小学校改修で333万8,000円、中学校で292万5,000円と、この部分だけと、そのような理解になりますか。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 現時点におきましては、地方創生の臨時交付金のみの財源となります。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） ただいま、教育委員会の次長がお答えしましたとおり、資料ナンバーの8-2にあります真ん中の金額の額が財源として交付金を充てて、それ以外には今のところ補助等が対象とならないので、これを充てて早急に整備をしたいという考えであります。

なお、先ほど説明漏れしておりますが、この事業で金額は3,912万2,000円交付されるわけでありますので、執行残等があれば先ほど申しましたように、ここにまた案分で配分をして充当していきたいと。大きな額にはならないかもしれませんが、交付金で調整したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） さきの議員の質問とちょっとダブるのかもしれませんがけれども、25ページの教育費の小・中学校の工事請負費の関係なのですけれども、今、次長の説明では、この補助をもらうために今回の交付金の前の補助金、いわゆる去年のうちに申請してないと、今年は当たらないという形でされた。当たらないので交付金というのですか、地方創生交付金で充てようとする。

昨年の計画の中で、そういうものをあらかじめ取り上げられていなかった理由というのですか、しなかったというのかな、それで今の話と合わせると、今回の補助金で有利であったのかどうかということですが、たまたまコロナの関係でこういうふうなもの来たので、慌てて手を挙げたというか、そういうような経過を見受けられるのですけれども、去年のうちにきちっと申請、手を挙げていれば今回の場合では、先ほどの説明では今回補正で組んで、でき上がるのは3か月後だということになれば、シーズンの後れると思うのだよね。

だから、昨年上げていれば、今回のシーズンに間に合うのではないかなと思うのですけれども、その辺のプロセスというか、申請の仕方というか、取組方がちょっと甘かつ

たのではないかなと思うのですけれども、その辺についての理由、説明をお願いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） この件につきましては、教育委員会のほうから相談もありまして、皆さんも御承知のとおり、授業が潰れておりまして、夏の間、それからいろいろな時間を使って授業時間を確保しなければならないという理由があるということで、できれば本来なら夏に間に合わせて、夏休みも短縮して授業するということになりそうありますので、それに本来は対応させてあげれば一番いいことであるのですが、今回、それ今からやっても間に合わないのですけれども、例えば秋の残暑のときも授業で少しでも環境のいいところで勉強していただきたいと、そういう思いを教育委員会のほうから相談がありまして、今回の予算となっております。

ですので、昨年の段階でエアコンをつけるとかいう計画はございませんで、今回、新型コロナウイルス関連で学校が休業したことにより急遽、今回、措置しようというふうに考えたものであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 同じく教育振興の教材用備品の購入についてお伺いします。

i P a dを用意するということでしたけれども、次のもし休校になったときのために使用したいとさっきお話ししていましたが、納期とかはどのぐらいを予定しているのでしょうか。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、これまでの流れから申し上げますと、昨年3月の定例議会におきまして、学校内の校舎、校舎内のW i - F i 環境を整えるということで、必要な補正予算を議決していただきまして、その段階では5年かけて、令和元年度から令和5年度まで5年をかけて1人1台を実現してちょうだいというようなG I G Aスクール構想なるものがありまして、3月の段階では学校内の校舎L A Nのみを整備します。令和2年度以降に情報端末のほうを整備しますということで、お話をさせていただいたところでありまして。

今回、新型コロナウイルス感染症関連で、国のほうも1人1台を5年かけてゆっくりやるのではなく、こういった時代でもありますし、学校休業が長引いたということもあって、御家庭での学習、これが遠隔でできないものかと。このような時代でもありますので、そういった体制をいち早く整備すべきということで、今回、令和2年の第1次補正予算におきまして、5年かけて1人1台実現するものを今年度に全て前倒しをして、今年度中に1人1台を実現してちょうだいというふうなお話になりました。

そういうことから申し上げますと、全ての市町村、全国の市町村におきまして、やは

り1人1台を実現すべく物品の発注等々は、それぞれ行われると思います。現段階で納期がいつになるかというのは、残念ながらお示しはできないところでありますけれども、先月、文部科学省のほうで各市町村に対して、必要台数をまづもって教えてくれということで、それを取りまとめた上で各製造メーカーのほうに増産体制といたしましょうか、これだけニーズがあるので生産をよろしく願います的な調査がありましたので、それを踏まえて各市町村も発注行為をすることになるとは思います。いずれにしても品薄の状況というのは、もしかしたら発生するかもしれませんが、文部科学省自体の腹としては、今年度中には、遅くとも今年度中には1人1台を実現させるということで動いておるようですので、当町におきましてもそれを期待しつつ、年度内には1人1台を実現したいということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 納期については、理解しました。

これを購入する場合は、町内業者から入札という形で購入するのでしょうか。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） 実際の購入方法等については、これから内部で検討して、町内の業者で取り扱えるべきものであれば、極力、町内業者を当然のことながら使わせていただくということとなりますが、いかんせん専門的な部分もあるので、もしかしたら町内業者では難しいものも出てくるかもしれませんが、それらの具体的な発注方法については、これから内部で検討を進めていくということで、現時点では考えておるところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 私からも同じく教育費、どちらにも関わる17節備品購入費から今のiPadの件についてお聞きしたいと思います。

今、さきの議員より納入日についてお話、理解しました。実際にこのiPadというか、ICT教育をどのように活用していくかというのは、これからいろいろな検討がされるかと思うのですけれども、今、実際に話聞かせていただいて、納入は今年度中ということで、さきになるかもしれないのですけれども、その活用の仕方がオンラインのルーターとかも整備した上で、通信を使った活用方法を考えていくのか。

あと、オンラインに頼らないで、データとしてタブレット端末に授業の補助となるようなデータを作っておいて、その端末を、端末自体も御家庭に持ち帰れるのかどうか、それも判断これからされるかと思うのですけれども、そういったものを今年度中、納入までにデータを作っておいたりとかというのもできるかなと、今、聞いていて思ったのですけれども、実際にその使用方法についての検討はこれからされるという想定の中

で、オンライン・オフラインというか、データを使った学習の教材、補助みたいなそういった使用も考えられるのでしょうか。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） ただいまの御質問にお答えします。

今回、情報端末として i P a d を導入したいと考えておるところでございますが、具体的な活用法についての問いだと思われましても、基本的には校舎内で I C T 機器を活用して、将来的には、多分の話ですが、教科書が電子化されるということも想定しつつ、基本的には校舎内で W i - F i 環境を用いて、デジタル的な授業を行うというのがまず大前提の考え方でありま。

一方、今回、2月の末から5月いっぱいまで、約3か月にわたって学校が臨時休業になりまして、子供たちが学校に登校できないと。何回か分散登校をさせていただきましたけれども、そういった長期間にわたって学校に登校できず、直接先生から授業が受けられないというような事態に今回陥ったわけです。

文部科学省の言い方を借りますと、こういった今回のいわゆるコロナ禍を克服するためにも、1人1台端末を整備しつつ、今回の長期の臨時休業のような学校に登校できない場面が今後も想定されるということから、先ほど議員おっしゃられていたいわゆるオンライン授業も視野に入れつつ、この情報端末については活用していくということになろうかと思ひます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そういった活用の方法が、本当にこれから検討されるということは自分も理解しているつもりで、もし納入に関してメーカーによってもすごい品薄で、非常に時期が遅れるという可能性があるのだとする中で、もしオンラインだけでなくデータを作っておいて、それを学習補助に使うような、もし納入までの期間があつて、それをオフラインでもし使うような検討がなされたときに、今、i P a d を使った授業になるまでの期間、そういったことにも使えるのではないかなと思つた上で質問させていただきました。今、実際の使用の検討に当たってのどうなのでしょうかというお話でした。

以上です。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） まず、オンライン用の教材、オンラインというか、デジタル授業に使用するデジタル教材をあらかじめ今の段階から準備をしておくというのは、非常に重要なことではあると考えております。

現在、北海道教育委員会、北海道教育長と、当文部科学省におきましては、現在、教科書を出版している各社があるわけですが、そこから今年度の教科書に基づくデジタルコンテンツというのが提供されておまして、それらについては既に一部、現状小学6

年生と中学3年生の2学年にはなっておりますが、現在、教科書の出版社が自ら作った教科書に基づくデジタルコンテンツを開発し、それを無償で提供してくれているというところがあります。

この後、ほかの学年についても順次、準備ができ次第公開をしてくれるというような話がありますので、そういった現在、陸別で使っている教科書に基づいてのデジタルコンテンツ、そういった出版社が作ったものをカスタマイズ、もしくはそのまま使うとかという方法で、スムーズにデジタル教育のほうに移行ができるのではないかなということ考えておるところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） それでは、新型コロナ感染対策ということで、各科目にわたって大きな名簿がございますが、今の小・中、教育関係なのですけれども、例えばほかの議員皆さん聞いたのですけれども、エアコンが3か月待ち、5月の補正予算で各小・中において網戸をつけます。網戸はいつできるのか、果たしてそれで本当に子供たちに快適な授業をできるのかどうか。それと、もし間に合わないのであれば、扇風機ですとかそういう対策がとれるのかどうか。例えば、先ほど3か月も学校休校になって、夏休みも授業になる可能性があるということであれば、なおさらそういうことを急ぐべきだと思うのですけれども、そういうことがどうなのか。

また、例えば、ソーシャルディスタンスや子供たちの席をどういう形でとられているのか、また、マスクの着用率はどのぐらいなのか、例えば今、新聞報道でにぎわしているのがマスクのしていない子がいじめに遭ったとか、そういうことが起きている段階で、うちの学校は大丈夫なのか。

また、アルコール消毒なのですけれども、手洗い・アルコール消毒の徹底ということなので、義務づけなのですけれども、例えばアルコールのアレルギーのある子供がいるのかいないのか、そういうこともきちっとしているのか。また、石けん等もどういう形で使用されているのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まずエアコンの件については、今回急遽対応するというところで、これについては町のほうの理解もいただきまして、結果的には最低3か月待たなければならぬというような状況であります。網戸につきましては、今、準備しているところでもありますけれども、来週から設置を始めるということでありまして、これも感染症対策のために換気をするということでもありますので、全国的に網戸自体が品薄になっているという状況でもありますけれども、今、担当している業者のほうからの話でありますと、7月中には遅くとも全て設置ができるというところで、ここは夏休みの授業に入るまでには設置ができるということで安心をしております。

扇風機につきましては、従前から扇風機を使っておりますので、それも今年も今後使っていきたいと思っております。

それから、ソーシャルディスタンスの関係でありますけれども、陸別は幸いなことに、40人びっりのクラスがないということで、一番多くて21人ということになりますけれども、例えば30だとか40になった場合については、そういう大きなところについては、二つに分けなければならないというような状況でありますけれども、今のところ、現状のクラスのままで席を離して使えば、間隔を空けられるという状況であります。

今までもそうなのでありますけれども、夏場、小学校へ行った方は分かるかと思っておりますけれども、グラウンド側が全てガラス張りになっておりまして、ここも通常で言うと、うまく閉め切ったりをして遮光しながら使うとか、それから逆にプール側に特別教室があるのですけれども、そちらは日中余り太陽光が入りませんので、普通教室から見ると若干室温が低いということでもありますので、子供たちがそちらのほうに移って少しではありますけれども、涼しい環境の中で授業を行うということが出来ますので、従前、夏場については6学年全てということになりませんが、一部必要な部分については各担任がほかの担任と確認をしながら、特別教室に移行しながら使っていて、暑さ対策はしているというような状況であります。

マスクにつきましては、使い捨てマスクが当初なかなか手に入らないということで、今、手作りマスクの御協力をいただいておりますけれども、手作りマスクも含めて、全ての子がマスクをしているというような状況であります。学校についても少しずついろいろなところからの寄附がありますので、そちらも急遽の場合対応するために備蓄をしながら対応しているところであります。

それから、消毒の徹底については、これは学校でも御家庭でもぜひ徹底をしていかなければならないということでもありますけれども、今、議員言われましたアレルギーの関係については、ちょっと詳細把握しておりませんが、特に手荒れの関係だとか、そこちょっと困っているというような件で報告、相談は今のところありませんけれども、それについても改めて確認をしていきながら、子供たちに迷惑をかけないように、きちっと整った学習環境を継続していけるように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） ぜひとも、今、教育長が言っていたようなことで、本当にいじめのない、快適な中で授業の遅れを取り戻すということが大前提でございますので、ぜひとも一日も早い段階で整えていただけることを願って終わります。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） いじめの関係、ちょっと答弁漏れして申し訳ありませんでし

た。いじめの関係につきましても当然、そのことに関しては危惧をしているところであり
ますけれども、小学校・中学校ともに分散登校時、それから再開してから私も学校訪
問しておりますけれども、特にそういうことで学校が困っているだとか、保護者からの
相談があったということはありませんので、今のところはいじめ等に関してもないとい
う状況でありますけれども、それは今後もその辺についても十分注意をしていきなが
ら、進めていきたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質
疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページを参照してください。

ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは2点お伺いいたします。

1点目が、7ページの13款の国庫支出金、2点目が8ページの15款財産収入の件
であります。

最初に、13款国庫支出金についてお伺いいたします。

1節総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,53
2万2,000円、これに関します議案説明書8-1、2、3との関係につきましては、
先ほど副町長からの説明で理解しているところであります。全体の3,912万2,00
0円から5月補正の休業協力感染リスク軽減支援事業補助金380万円を引いたもの
が、この計上額だということは理解しているところであります。

その中で、資料8-1の事業名の上から5行目、プレミアム商品券発行事業について
であります。これにつきましては、これまでの議員協議会等で現行の当初予算の範囲
内で、一部の内容を変更して7,000円のプレミアム商品券を500セット販売し、そ
のうち100万円が町の補助金であったと、そのように認識しております。したがいま
して、今回、この8-1の表を見ますと、350万円ということになっておりますか
ら、さらに追加で販売する計画でいると、そのような理解でよろしいのか、お伺いいた
します。

それから、二つ目の15款財産収入で2項財産売払収入3目の出資金精算等収入の1
節出資金等精算等収入、これ先ほど振興公社の出資金の処分で1,008万円ということ

で出たのですが、これ前年度の財産目録では504万円の財産になっていたと思います。したがって、売却益があったと、そのような理解でよろしいのかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） それではお答えいたします。

最初の質問でございますが、資料8-1についてですが、プレミアム商品券の発行业ですが、これは4月26日に第1回目を実施させていただいております。こちらのほうのプレミアム分の費用が100万円、今後、商品券のまだ具体的な日程は決めておりませんが、第2弾としてやる費用ということで約200万円、そして共通に要するその他事務経費として50万円、これを計上しております。第2回目については、まだ詳細は煮詰まっております。

そして次の質問でございますが、振興公社の財産収入のものでございますが、こちらのほうは議員御指摘ありましたとおり、出資金としては1,008株分の額面では504万円となっておりますが、その後に実際の会社清算に当たりまして、一度持っている財産を今回把握いたしました。その財産の合計がありますので、実際に、なお今回の予算に計上しました金額につきましては、そこからこれから配付に係る費用などがかかりますので、確定ではありませんが、予算的には額面1株で言いますが、5,000円につき、そして配当として清算による財産の分割が5,080円、以上でございます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 資料8-1のプレミアム商品券の関係で補足説明をさせていただきます。

説明の内訳のところ、40%プレミアムつきということと、町内飲食店用ということで記載しておりますので、これがほかにもあるのかという御質問かと思いますが、今回は1回目の分を記載したものでありまして、今後、さらにコロナ対策として商品券を発行できた場合ということ踏まえまして、350万円とさせていただいております。

説明のときに、ちょっとお話をさせていただきましたが、あくまでも当初予算で組んだ分につきましては、通常のプレミアム商品券の取扱いをすると、この交付金の対象にはなりませんので、コロナの対象になるような方法も今後ちょっと考えなければいけないというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今、御答弁いただきまして、15款の財産収入については承知いたしました。

それで13款国庫支出金の質問についてですが、先ほど来、副町長の説明でも執行残に触れられる部分もございました。それで私もこの臨時地方交付金の国から出ておりま

す事務連絡をちょっと見ましたら、一応、この実施計画の最終受付期限、5月いっぱいではなかったかと思います。当然、既に提出されまして、確認結果の通知を既に受けているのかということでございます。

それから、同じく事務連絡では、先ほど来、出ております実施計画に記載された事業間の流用、これが可能ということで執行残が出ないようにというような表現があったわけでありまして。それで先ほど、プレミアム商品券の350万円についても今後流動的な部分もあるのかなと思いますし、いろいろな面で、いわば渡しきりのような交付金になるのかなと、そのように理解しているわけでありまして、そのような考えでよろしいかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員、お話のとおりでよろしいかと思います。

それで、この交付金について、まだ、実は通知は来ておりません。道のほうとこの事業について、いかどうかというのを調整している段階でありまして、1次では出しておりますけれども、さらに調整はかかってくるものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

5ページから6ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この補正予算書で言えば、補正されなかった款項に係る額となるのかもしれませんが、本年の3月13日及び4月9日に開催されました議員協議会において説明をされているところではありますが、へき地直営診療所運営補助金、この申請額の変更につきましてですが、今後、歳入の増額補正がどこかの段階で行われると思いますが、これに関連しまして以前の申請額ですね、元年以前ですね。令和元年度分と平成30年度分については算定されるであろうと思われるが、それ以前の分については国に求めていくと、そのようしておりましたが、これがその後変更というか、動きがあったのかお伺いいたします。

（「発言する者」あり）

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時05分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員